

意思決定支援における 常識的知識とオーサーシップ

海老田大五郎

新潟青陵大学福祉心理学部臨床心理学科

Common-sense knowledge and authorship within supported decision making

Daigoro Ebita

NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY FACULTY OF SOCIAL WELFARE AND PSYCHOLOGY
DEPARTMENT OF CLINICAL PSYCHOLOGY

要旨

本研究では、障害者支援施設における意思決定支援職を狭義の意思決定支援と広義の意思決定支援に区別し、前者はとりわけ意思決定支援を可能にする常識的知識について、後者は意思決定におけるオーサーシップの問題について、それぞれ検討した。分析対象となったデータは、障害者支援施設で働く職員によって報告された「意思決定支援が問題となるケース」である。これらのデータをエスノメソドロジの分析手法の1つである論理文法分析によって分析し、分析によって得られた知見について考察した。狭義の意思決定支援においてはある種の常識的知識が知的障害者の意思決定を見えにくくする可能性について示唆した。広義の意思決定支援においては、意思決定のオーサーを単一の人物に絞る必要がないならば、オーサーは主にクライアントと支援者の2人であることを示した。

キーワード

意思決定支援、自己決定支援、常識的知識、オーサーシップ、エスノメソドロジー

Abstract

This study discusses supported decision making in support centers for persons with disabilities and divides it into narrow and broad meanings. An analysis of the narrow meanings considers common-sense knowledge that enables supported decision making. An analysis of the broad meanings considers authorship in decision making. The data that are analyzed are from cases in which supported decision making was a problem that was reported by staff working at a facility that supported people intellectually disabled. The data are categorized for a logico-grammatical analysis, which is a method used in ethnomethodology, and the findings obtained from the analysis are discussed. In regards to narrow meanings of supported decision making, common-sense knowledge is suggested as the knowledge that there is a possibility one may make the decision making of an intellectually disabled person less visible. In regards to broad meanings of supported decision making, if it is not necessary to restrict decision-making authorship to a single person, the authors indicate that mainly clients and supporting persons make decisions.

Key words

Supported Making Decision, Client Self-Determination, common-sense knowledge, Authorship, Ethnomethodology

I はじめに

1. 問題の所在

意思決定支援という言葉は、少々不思議な言葉である。一般に意思決定とは、意思決定する人自らの指向、将来や所有の選択について自ら決定することなのだが、これに支援という言葉がつくと、意思決定についてのオーナーシップの問題、つまり「その決定は誰による決定なのか」という問題¹⁾を直ちに呼び込んでしまう。こうした用語内在的な事情に加え、用語外在的な問題も多数ある。たとえば社会福祉系のトピックスとして限定しても、社会福祉系の業務に携わる人であれば誰でも学ぶ「バイステックの七原則」²⁾の1つである「自己決定の原則The Principle of Client Self-Determination」の「自己決定」と「意思決定decision making」^{注1)}は何がどう異なるのか^{3,4)}、精神保健福祉における精神障害者本人の意思と、精神障害者の措置入院制度や行動制限との関係はどのようなものか⁵⁾など、思いつくだけでもいくつかの論点が挙げられる。また、検討範囲を社会福祉学系の外側まで広げれば、意思決定というのは法律の専門用語であると限定的に考えている論文⁶⁾から、いわゆる権利擁護における成年後見制度などの法律系の問題と社会福祉系における「自己決定・意思決定支援」の問題との関係を問うような論文^{7,8)}もある。冒頭で述べたような「その決定は誰による決定なのか」といった行為と責任帰属の問題は、分析哲学系の行為論⁹⁾や倫理学などの学術領域において、もっともポピュラーなトピックスの1つでもある。

学術界のさまざまな分野をまたがるトピックスとしての意思決定（支援）についての問いがある一方で、意思決定（支援）を学術界とは異なるとされる、日常生活場面や社会福祉的な支援場面での問題として考えてみる考察の方向性がありうる。なぜなら意思決定は、研究者だけにとっての問題ではなく、学術や

研究とはほとんど無関係に過ごす人びとや社会福祉業務に従事する支援者にとっても日常的に問題となりうるからである。ある文脈において「意思決定が問題となるのはどのような場合であるか」という地点からスタートし、その分析を通して得られた知見を学術界へ提示することで、学術界になんらかの示唆を与えることができると思われる。

そこで「意思決定支援」「自己決定支援」という言葉を使える文脈を検討すると、日常生活においては相当限定されていることに気付くだろう。私たちの日常的な意思選択や行為選択などのうち、どの範囲の選択様式を意思決定と呼ぶだろうか。たとえば通勤通学のために私たちは毎朝起床するが、起床しないという選択肢もありうるならば^{注2)}、起床することも一つの意思決定である。もしそうだとすると、私たちの日常生活は、無数の意思決定に細分化可能であり、これらの意思決定によって成立していることになる。しかしながら、毎朝起床するという行為を意思決定、あるいは毎朝の起床の手助けを意思決定支援と結びつけることはほとんどないだろう。他方、意思決定支援を強く志向する支援実践として、自殺防止の取り組みを挙げてみたい。和歌山県で自殺防止の取り組みをしているNPO法人白浜レスキューネットワーク代表の藤藪牧師は、「私たちは『生きる』という選択をさせなければならない」^{注3)}と述べている。この自殺防止についての支援方針の表明は、自殺を考えている人たちの意思決定を「生きる」という方向へ強く舵を切らせるように支援する宣言であり、意思決定支援へ強く志向しているように思える。これらのことから導かれることを2つに分けると、1つは意思決定が成立するためには、複数の現実的に選択可能な選択肢が用意されていなければならない^{注4)}ということである。もう1つは、意思決定支援をするためには、意思決定場面において、意思決定する人単独で社会的に望

ましいとされる選択肢を決定することが困難であり、かつどのような選択肢が意思決定する人にとって最善もしくは最適かが、説明可能なものとして社会的にある程度共有されていないとわかっていなければならないことがわかるだろう。たとえば自殺防止支援の文脈であれば、「自殺させる」「自殺させない」という選択肢があれば、「自殺させない」ほうが社会的に望ましいことは明らかだ。

ここで注目したいのは、「意思決定場面において、意思決定する人単独で社会的に望ましいとされる選択肢を決定することが困難」という状況設定である。日本においてはこのような状況下で生活している人びと（認知症を患った高齢者、児童、精神・知的障害者など）の支援を社会福祉の名のもとで担ってきたことを考えれば、意思決定支援の問題が日常的に表出する社会福祉施設での実践から検討する研究の方向性に、ある種の正当性が与えられる。そこで本研究報告の目的は、知的障害者たちの就労支援や生活介護を実際に担っている障害者支援施設職員から提示を受けた、意思決定支援の問題とされるケースを分析することで、障害者支援施設における意思決定支援を構成する、人びとの経験に先立つ常識的知識や、「意思決定における決定は誰による決定なのか」という意思決定のオーサーシップ問題を検討し、社会福祉的な意思決定支援の概念を明確化することである。

2. 本稿の構成

次章では、本研究の背景と方法を示すとともに、日本の社会福祉界において一定の影響力を誇るバイステックの七原則の1つである、「クライアントの自己決定を促して尊重する」という原則について、原典に立ち戻ってこの原則を検討する。そして、バイステックの「自己決定の原則」の考察において、そこで扱われている自己決定概念の脆弱性と、議論されてしかるべきオーサーシップの問題が見逃さ

れてきたことを指摘する。さらに、日本の障害者福祉関係法規における「意思決定支援」を条文から抽出し、社会福祉関係法規においては2通りの意味で「意思決定支援」が使用されていることを確認する。3章では、知的障害者の就労移行支援と生活介護支援で意思決定支援が問題になるデータについて分析する。4章では、本研究の分析で得られた知見と先行研究で得られた知見がどのような関係にあるのかを考察し、5章で結論を述べる。

II 方法と対象

1. 本研究の背景と方法

本研究報告は、2016年11月26日、新潟青陵大学で開催された第14回新潟市知的障がい施設連絡会の基調講演「意思決定支援を解剖する」をもとに、論文として再構成したものである。この連絡会の特徴は、意思決定支援の問題となりそうなケースが、3名の障害者支援施設職員^{10,11,12)}から報告されたことである。このセッティングは意思決定支援を研究する上で、都合のよいように思われる。研究者である筆者が恣意的にケースを選択しているのではなく、日常的に障害者を支援している施設職員が、施設職員の立場から「このケースは意思決定支援が問題になっている」と特定した事例であり、意思決定支援を検討する事例として妥当性の高いケースであるといえよう。

本研究では、こうして得られた報告について論理文法分析をする。ここでいう論理文法分析とはクールターのいう分析手法であり、「まずは日常的な状況においてことばが、どのようにしかるべきしかたで使用されているかを、丹念に調べることから出発しなければならない。それぞれの概念は一定範囲の他の諸概念とは有意味な・理解可能なしかたで結びつくの、別の諸概念とはそのように結びつくことがない。様々な概念について、それぞれの概念がどの

概念とどう結びつくのかを示すこと、これが論理文法分析の目標である」¹³⁾。

2. 本研究の対象1：自己決定におけるオーサーシップの問題

バイステック²⁾は、「人は自己決定を行なう生まれながらの能力を備えている」^{注5)}と述べるが、この主張だといかようにも反証可能であり、バイステックの自己決定概念の脆弱性を指摘したくなる。たとえば新生児が自己決定しているのかは甚だ疑問であるし、重度自閉症者の障害特性である「コミュニケーションの困難」¹²⁾も挙げることができる。また、「可能なかぎり最高の価値をもつクライアントの自己決定という原則」²⁾とバイステックは述べているが、なぜ「最高の価値」と言えるのかの根拠は不明である。障害者支援施設職員の大澤が述べるように、「同時に思う、彼らの『意思決定』だけで大丈夫なのかという不安」¹²⁾は、障害者支援実践において常に付きまとうであろうし、立岩¹⁴⁾も自己決定について「なにより、でもないが、とても、大切なもの」と述べており、「最高の価値」とまでは述べていない。立岩は、「自己決定することの大切さだけを言うと、自己決定しないことの気持ちよさを無視してしまう。また、自己決定の限界だけを言っていると、『では私達にまかせなさい』といった言説にからめとられてしまう。両方からの距離をとるにしておくことは大切なことだと考える。ある人の自己決定はその人が在ることの一部であるから尊重されなくてはならず、またその人が人生を楽しみ、自分の身を守るために必要なものである」¹⁴⁾と述べている。

バイステック²⁾は、ミス・クラークの例をもって「クライアントの自己決定を促して尊重する」という原則を例示している。ミス・クラークのケースを簡潔にまとめると次のようになる。20歳のシングルマザー、ミス・クラークは「自分の手もとで子どもを育てよう

とした」。しかし、ミス・クラークの家は地域では名の通った家庭であり、ゴシップを恐れていた。そこでケースワーカーがミス・クラークの自己決定を支援してミス・クラークが出した結論は「養子に出す」というものであった。結論の賛否、同意不同意は脇に置くとして、このケースの要点は、ミス・クラークに、自ら望んでいた結論とは異なる「養子に出す」という決定を、最終的にミス・クラーク自身に決断させたことである。ここには当然のことながら自己決定についてのオーサーシップの問題が生じる。つまり、「これは本当にミス・クラークが自己決定したことになるのか？」という問題である。しかしながら、バイステック自身、このオーサーシップの問題については言及していない。

3. 本研究の対象2：関係法規から読み取る「狭義の意思決定支援」と「広義の意思決定支援」

法律学系の議論では、「意思決定支援」は法律の前にひとしく認められる権利として位置づけられている、障害者権利条約の第12条にあるsupported decision makingの訳語⁶⁾として認識されている⁷⁾。意思決定支援についての法律学系の最大の争点の1つとなるのは、「代行決定」を認めるかどうかである。池原¹⁵⁾は次のように述べている。

障害者権利条約の根本的な規範原理である平等権、人間の尊厳および自律の保障という観点からすれば障害のある人の自己決定をどのようにして支えるかということこそ重要であり、これを徹底すれば障害のある人の決定をさしおいて他人が本人に代わって決定するということは障害のある人の尊厳と自律を害し、他の者との平等性の保障に反するのではないかと、障害者権利条約が求めるのは自己決定の支援（「支援

を受けた自己決定」という)であって、それは他人が本人に代わって決定をすること(「代行決定」という)とは本質的に相容れないものではないかという議論である¹⁵⁾。

障害者権利条約は、成年後見制度についての明示的な言及を避けたが、大方の議論は成年後見制度の人権制約性に問題意識を抱きながらも例外的な状況においては最後の手段としての成年後見制度の存在を否定しきれないという立場に立っている。こうした議論を前提にすると、障害者権利条約があらゆる成年後見制度を直ちに廃止すべきことを求めていると読むことはできないと考えられる。しかし、障害者権利条約の求める法的能力の平等性の保障と濫用防止策は各国の成年後見制度のあり方に根本的で相当に広範囲の変更を求めるものである¹⁵⁾。

このように、障害者権利条約についての法学系の議論において、「意思決定支援」を検討することは、日本の「成年後見制度」のもとでの「代行決定」について検討することと強い結びつきがある。先行研究においても、「意思決定支援」は「成年後見制度」の代替物である⁶⁾とするものから、日本の高齢社会においてはむしろ「成年後見制度」による「代行決定」が積極的に活用されているという指摘¹⁵⁾や、知的障害者の他者による代理決定制度としての「成年後見制度」を肯定的に評価している研究¹⁶⁾まで多様であるが、これらの意思決定とは主に、就職や居住や高額売買の契約についての決定など、文書を取り交わすような法的決定に限定されていることがわかる。

他方、日本の社会福祉系関係法規における条文や法律関係の文書には「意思決定」また

は意思決定に関する条文が多数見受けられる⁷⁾。平成26年度障害者総合福祉推進事業の報告書(「意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する研究事業」)によると、意思決定支援の定義とは以下のようになる。

意思決定支援とは、知的障害や精神障害(発達障害を含む)等で意思決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい(と思う)意思が反映された生活を送ることが可能となるように、障害者を支援する者(以下「支援者」と言う。)が行う支援の行為及び仕組みをいう。

ここで厚生労働省は、意思決定支援には「日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい(と思う)意思が反映された生活を送ること」の支援が含まれるという認識を示している。バーステックの「自己決定の原則」は本人が望んでいたわけではない選択を、さまざまな事情を調整することで自ら選択させることであり、この点については対照的である。

本研究では、相対的に非日常的な法的・契約的決断に関する水準での意思決定を「狭義の意思決定支援」、厚生労働省や社会福祉業界で共有されている、日常的な生活に関わる意思決定までも含める意思決定支援を「広義の意思決定支援」と呼ぶことにする。

Ⅲ 分析結果

1. 狭義の意思決定支援の分析結果

本節で検討したいのは、長尾から報告された、就労移行支援^{注8)}における20代の知的障害がある男性の「就職先の選択」にかかわるケース¹⁰⁾である。この男性の希望は「自分はみんなが知っている有名な企業に就職したい」というものである。この事例がなぜ意思

決定支援の問題になるかという点、多くの場合、このような第一希望がそのまま叶うことは稀であるからだ。支援員は、就職先についての本人の意思や希望を尊重するような就労移行支援を実現したいと思う一方で、なかなか実現できない事情がある。ちなみに、このような事情は、就職先を選択するうえでは、障害者たちに固有の問題ではなく、健常の若者にとっても同様であり、この点が実はこのケースを読み解くうえでカギになる。

ここで、「自分はみんなが知っている有名な企業に就職したい」という発話が「何について意思決定しているのか」という問いから考えてみたい。大別してデータ1^{注9)}のaとbの問題が考えられる。

データ1. a. どこに就職するのか / b. (ある期限までに) 就職するのか？

a. Q「どこに就職するのか？」→A「みんなが知っている有名な企業」(他のありえる回答)「CMやチラシに載っている有名な企業」「自分に合った仕事」→ここで決定されるのは入社する「会社」や就く「職種」など。

b. Q「(ある期限までに) 就職するのか？」→A「就職する or しない」→ここで決定されるのは「就職する」という意思そのもの。

a.とb.は通常、セットで意思決定される。つまり「入社する会社」が決定されれば、自動的に「働くこと」が決定される。しかしながらb.の問いを考えれば明らかであるように、「入社する『会社』や就きたい『職種』を決定すること」と「『就職する』という意思そのもの」を決定することは決定内容のカテゴリーが異なり、区別可能である。

2. 広義の意思決定支援の分析結果

次に岡田が提供した広義の意思決定支援に関するケース¹¹⁾について検討する。このケースの利用者たちは、それぞれ重度知的障害や難治性の病気のため、発話による意思確認が困難である。

データ2. 「スムーズに意思決定の支援ができたパターン」 1

「日ごろからご本人に寄り添いお話を聞く」
「選択肢でご本人に活動参加不参加を選んでいただく」
→「安心感・信頼感が出来る」
→「笑顔になり言葉が出てきて意思決定がスムーズ」

データ3. 「スムーズに意思決定の支援ができたパターン」 2

「ソファで寝ているが「あ〜」と声を出し、起きて歩き出す」
→「ご本人に付き添い声掛け『どうしました』と意思を確認」「歩きにいきます?」「トイレに行きます?」「給食?」など
→「ご本人の表情・目線・行動から意思確認」
→「安心感・信頼感ができて、意思決定がスムーズ」

このような報告で前提とされているのは、たとえ発声によって言語化された明確な返答は不可能だとしても、「日ごろからご本人に寄り添いお話を聞く」こと、発話による意思決定の表示が難しいからといって何かを強制するのではなく「選択肢でご本人に活動参加不参加を選んでいただく」ことが安心感や信頼感と結びつくこと、「歩きにいきます?」「トイレに行きます?」「給食?」などの質問に対して、「ご本人の表情・目線・行動から意思確認」は可能であるということである。「歩きにいきます?」「トイレに行きます?」「給食?」などのYes or Noクエスチョンに対し、

得られたクライアントの反応を、支援者はYes or Noへと正確に割り振らなければならない^{注10)}。そしてそのような意思決定に関与してもらうために、支援者は「日ごろからご本人に寄り添いお話を聞く」ことで信頼関係を醸成することが必要とされると岡田から報告がなされた。

IV 考察

1. 「狭義の意思決定支援」についての考察

通常はデータ1にあるa.の意思決定様式で就職活動や就労移行支援がなされる。わかりやすいのは大学生の就職活動である。大学生が就職活動をするとき、通常は希望するいくつかの会社の採用試験を受け、第一希望が不合格ながら第二希望、第二希望が不合格なら第三希望…というような就職先の決め方をするだろう。肝心な点は、大概の大学生本人や進路指導担当の教職員が、卒業までには就職先を決めると考えていることである。「卒業までに就職先を決めなければならない」という法律などは存在しないにもかかわらずである。

「大学を卒業したら働く」「ある年齢に達したら働く」のような（健常者にとっての）常識的観念をもつ者であれば、b.については学校卒業後「普通就職するものだ」「就職するのが当たり前」という水準で決定されている場合がほとんどであろう。「働く」という意思決定すらしていない大学生もいるだろう。大学生の就職活動においては、a.のなかでの優先順位を下げざるを得ない状況が発生し、就職先の希望順位を下げつつもa.を決定することでb.の決定が同時になされている。そうすることで、就職を希望する大学卒業生の就職率が例年98%程度^{注11)}で落ち着く。当たり前のように発生（たとえば健康、幸せ、配慮など）しているものごとに対して、私たちは障害者／健常者を問わず気づくことが難しい。

就労移行支援における次のようなケースを考えてみよう。支援者がクライアントの就労にとってよさそうな従業員の募集や合同面接会などを見つけたとしよう。そのような機会に「参加しませんか」とクライアントにもちかけたが、クライアントは乗り気ではなかった。クライアントが就職したい会社や企業が含まれていなかったためである。このようなケースは、「クライアントは就職する気がない」ものとして理解されうる。そしてそれゆえに「困難」なケースと理解されているとき、データ1のa.とb.の区別が支援者にとって示唆的である。データ1のa.とb.は区別可能であり、それぞれ別の決定がなされているにもかかわらず、すでにb.の決定はなされているという前提が就職活動や就労支援の場において共有されているのかもしれない。

2. 「広義の意思決定支援」についての考察

「広義の意思決定論」を極限まで推し進めて支援しようとする、支援者はクライアントの日常生活における全ての意思決定を尊重するための手続きが必要になる。このときの、利用者と介助者の関係について検討することから考察を始める。

「介助者はクライアントの手足になるべきだ」という主張がある。後藤¹⁶⁾によれば、『介助者＝手足』論とは、介助関係の中で、障害者の自己決定権が侵害されることへのアンチテーゼとして、1970年以降の障害者運動から生まれた主張¹⁷⁾である。脳性麻痺当事者である熊谷¹⁸⁾によれば、かつて障害者は水を飲む・トイレに行くタイミング、何を食べるのか、究極的には生きていていいのかということも介助者の顔色や気分をうかがいながら決めるしかなかった。後藤¹⁷⁾によれば、「いうまでもなく、ここで『手足』とは、道具的な存在のメタファーとなっている。こうして『介助者＝手足』論は、介助を受ける障害者（利用する、という表現が適切か）の自己決

定や選択の権利を擁護するためのルールとして働く」¹⁷⁾と述べている。熊谷¹⁷⁾によれば、「介助者手足論」とは、「介助者は障害者が『やってほしい』と明示的に指示したことだけを行い、たとえよかれと思ってであっても先回りしてはならず、指示を受けて物事を行うべきだ」という考えであり、文字どおり、障害者の手足になりきるべきだ¹⁸⁾というものである。しかし具体的な介助場面では、この「介助者手足論」を忠実に実行するとおかしなことになる。これについて熊谷¹⁸⁾がお風呂での介助の例を挙げて指摘するように、お風呂での介助は「上半身から洗いますか」「肩から洗いますか」「右肩から洗いますか、左肩から洗いますか」…と、介助についての決定をいくらかでも細分化できる。たしかに健常者は風呂でこのような水準で自己決定・意思決定をしていない。

本研究に即していえば、「介助者＝手足」論は、意思決定支援におけるオーサーシップの問題としても読むことができる。データ2,3で示されているケースからもわかるように、ここでは、当事者の意思を指示によって確認してから介助者が動くという自立生活運動で提示された支援順序とは違い、まずは介助者が動いたり選択肢を用意してみて、その反応を通じて当事者の意思を確認する、という支援（介助）順序が示されている。この場合、介助者は単なる「手足」ではなく、「人」でなければならない¹⁸⁾。

意思表示の困難なクライアントの意思決定支援実践では、介助者があらかじめ適切な数の適切な選択肢を示し、そこからいずれかの選択肢をクライアントに選択してもらうという順序で、意思決定支援が遂行される。データ2にある「日ごろからご本人に寄り添いお話を聞く」ことが重要なのは、クライアントに最適化された選択肢を用意するために必要な情報を得るためでもあるだろう。そして、列挙した選択肢への反応からクライエ

ントの意思が推測されている。このような定式化が正しければ、クライアントの意思決定は支援者や介助者の用意する選択肢に依拠することになる。クライアントの意思決定が支援者や介助者の用意する選択肢に依拠していても、それがデータ2、3にあるように意思決定支援として適切に機能しているように思えるのは、次のような理由が考えられる。「何をしたいか」「何を食べたいか」などについて選択肢を列挙することが支援になりうると、クライアントや支援者だけでなく第三者にとっても理解可能なのは、「何をするか」「何を食べるか」などについては、行為者の意思、傾向性、嗜好などに沿うような様式で決定されるという常識的知識に支えられているからである。

こうしたことをふまえ、「狭義の意思決定支援」においてもオーサーシップの問題が生じることを最後に指摘しておきたい。本研究报告で検討対象になった「働く」という意思決定は、就労移行支援サービスなどを利用すると決定した時点で、すでにクライアントによって意思決定されたものと半ば常識的にみなされている。しかしながら、精神・知的障害者たちの「働く」という意思決定は誰によってなされた決定だろうか。障害者本人か保護者か支援者か。「働けるのであれば（障害を抱えていても）働くべきだ」とする常識的知識なのかもしれない。

V 結論

本研究の目的は、障害者支援施設における意思決定支援を構成する、人びとの経験に先立つ常識的知識を提示し、意思決定支援と、常識的知識やオーサーシップの関係を考察することで、社会福祉的な意思決定支援の概念を明確化することであった。本研究においては先行研究や社会福祉関係法規の条文などから、非日常的な法的・契約的決断に關す

る意思決定を「狭義の意思決定支援」、厚生労働省や社会福祉業界で共有されているような、日常的な生活に関わる意思決定までも含める意思決定支援を「広義の意思決定支援」と分類した。そしてそれぞれの意思決定支援に関わるケースについて分析し、それによって得られた知見を考察した。

「狭義の意思決定支援」については、就労移行支援における「就職先を選択する」事例を、その選択様式の論理文法に従い、「就職先を選択する」という意思決定は何を意思決定しているのかという、意思決定の対象カテゴリについて分析した。「どこに就職するのか」という決定と「(ある期限までに)就職するのか」という決定はそれぞれ異なるカテゴリから決定しているにもかかわらず、前者を一定期間内に決定することで、いつの間にか後者の決定がなされていることを人びとは見逃しがちである。ここで得られる知見は、「大学を卒業したら働く」「ある年齢に達したら働く」のような(健常者にとっての)常識によって見えにくくなってしまっている、知的障害者の「働く」という意思決定そのものがなされているのかどうかの問題であった。「狭義の意思決定支援」は基本的に法律系の議論を参照したものではあるが、実は法律学系の先行研究のほとんどは桐原の研究⁶⁾(2014)に代表されるように、法律学の枠の外を参照しない。社会福祉実践においても意思決定支援概念のもとでの実践がなされていることを知りながら、そちらの先行研究を参照しようとしないのである。本研究では就労移行支援実践で意思決定支援が問題とされたケースの論理文法を分析したが、本研究で採用した研究方法論の有効性を読み取れるならば、法律学と社会福祉学の双方に研究方法論についての示唆も与えることができるだろう。

「広義の意思決定支援」では、意思決定する人単独での意思表示が難しい場面が想定

されており、「狭義の意思決定支援」や「介助者=手足論」とは異なる様式の意思の確認方法、つまり、「まずは介助者が動いてみて、その反応を通じて当事者の意思を確認する」という確認順序が、可能な意思決定支援方法としてありうることを示した。このクライアントの意思の確認順序では、オーサーシップの問題が表出する。つまり、「その意思決定は誰によってなされたものなのか」という問題である。しかしながら、ここでのオーサーシップについては、もはや回答は明らかかなようにも思われる。オーサーシップの問題を単一の人間に割り振らなければならない理由がないならば、主なオーサーはクライアントと支援者の2人である。広義の意思決定は主に意思決定者と支援者(介助者)たちの協働でなされているからである。この結論は、複数の参加者の対面相互行為的達成を記述する相互行為分析の研究との接続可能性を示唆している^{注12)}。

謝辞

本稿の執筆にあたり、貴重なケースを報告いただき、本稿でのデータ使用に許諾を頂いた大澤紀樹氏、岡田晃氏、長尾聡氏の3名、基調講演者として筆者を招聘いただいた武田文子氏と田中順氏、当日会場に会場されたみなさまに感謝申し上げます。本草稿については新潟青陵大学の酒井りさ子さんと二瓶遥さんにも下読みをしていただいた。また社会言語研究会にて本草稿を検討いただき、西澤弘行さん、鈴木雅博さん、三部光太郎さんよりたいへん示唆に富むコメントをいただいた。記して感謝の意を表す。

文献

- 1) 河野哲也. 現象学的身体論と特別支援教育. 京都:北大路書房; 2015.
- 2) Biestek FP. 尾崎新, 福田俊子, 原田和幸. ケースワークの原則[新訳版]: 援助関係を

- 形成する技法. 東京:誠信書房; 1996.
- 3) 木口恵美子. 自己決定支援と意思決定支援: 国連障害者の権利条約と日本の制度における「意思決定支援」. 福祉社会開発研究. 2014; 6:25-33.
 - 4) 遠藤美貴. 「自己決定」と「支援を受けた意思決定」. 立教女学院短期大学紀要. 2017;48:81-94.
 - 5) 緒方由紀. 精神保健福祉領域における当事者の意思決定と支援モデル. 福祉教育開発センター. 2016;13:85-102.
 - 6) 桐原尚之. 意思決定支援は支援の理念や方法ではない. 季刊福祉労働. 2014;143:55-63.
 - 7) 木口恵美子. 意思決定支援をめぐる国内の議論の動向. 福祉社会開発研究. 2017;9:5-12.
 - 8) 狭間香代子. 意思決定支援とソーシャルワーカーの実践知. 関西大学人権問題研究室紀要. 2017;74:39-61.
 - 9) 古田徹. それは私がしたことなのか: 行為の哲学入門. 東京:新曜社; 2013.
 - 10) 長尾聡. けやき福祉園就労移行支援事業所: 意思決定支援の取り組み. 第14回新潟市知的障がい施設連絡会職員研修会配布資料. 2016.
 - 11) 岡田晃. 意思決定支援のありかた. 第14回新潟市知的障がい施設連絡会職員研修会配布資料. 2016.
 - 12) 大澤紀樹. 入所施設と自閉症と意思決定支援. 第14回新潟市知的障がい施設連絡会職員研修会配布資料. 2016.
 - 13) Coulter J. 西阪仰. 心の社会的構成: ヴィトゲンシュタイン派エスノメソドロジの視点. 東京:新曜社;1998.
 - 14) 立岩真也. 自己決定する自立. 石川准, 長瀬修 (編). 障害学への招待. 79-108. 東京: 明石書店;1999.
 - 15) 池原毅和. 法的能力. 松井亮輔, 川島聡 (編). 概説 障害者権利条約. 183-199. 京都:法律文化社;2010.
 - 16) 細川瑞子. 知的障害者の成年後見の原理: 「自己決定と保護」から新たな関係の構築へ (第2版). 東京:信山社;2010.
 - 17) 後藤吉彦. 「介助者は、障害者の手足」という思想: 身体社会学からの一試論. 大野道邦, 小川信彦 (編). 文化の社会学: 記憶・メディア・身体. 225-243. 京都:文理閣;2009.
 - 18) 熊谷晋一郎. 自己決定論、手足論、自立概念の行為論的検討. 田島明子 (編). 15-35. 「存在を肯定する」作業療法へのまなざし. 東京:三輪書店;2014.
 - 19) 池見陽, 峰山幸子, 高地知子, 蓮沢典子, 永井智子. カール・ロジャーズの心理療法論再考: 著作Client-Centered Therapyに見る観察事実と概念. 神戸女学院大学論集. 2001;48(2):185-205.
 - 20) Rogers C. Client-Centered Therapy. Cambridge Massachusetts; The Riverside Press; 1951.
 - 21) 安井理夫. バイステックの『ケースワークの原則』再考: ロジャーズのクライエント中心療法との比較を中心に. 同朋福祉. 2003;9:67-105.
 - 22) Goodwin C. Co-Constructing Meaning in Conversations with an Aphasic Man. Research on Language in Social Interaction. 1995;28(3):233-60.
 - 23) 西阪仰, 早野薫, 黒嶋智美. 就労支援カウンセリングの会話分析. 明治学院大学社会学部附属研究所研究所年報. 2015;45:21-41.
 - 24) 三部光太郎. 発話デザインに敏感な語りの継続促進: キャリア形成カウンセリングにおける情報収集局面の分析から. 西阪仰研究室 (編). 社会的なるものの基盤としての相互行為. 千葉大学大学院人文社会科学部研究科研究プロジェクト報告書. 2017;314:50-62.

注

注1 社会福祉学系の先行研究や法律学系の先行研究を読む限り、障害者権利条約の採択（2006）とその発効（2008）あたりを境に、これら2つの用語使用のトレンドは分岐するように思われる。これ以前の概ねバイステックの影響下にある社会福祉系研究では「自己決定」が使用され、それ以降のとりわけ法律系の研究では「意思決定」が使用されている。バイステックの使用法に忠実であろうとするならば、「自己決定」支援は自分が希望するしないにかかわらず、「自分で決定する行為」そのものを価値づけて支援することであり、他方「意思決定」支援は意思決定者の選択や希望の実現を叶えるような支援を志向しているように思われる。しかし、多くの先行研究では意思決定支援と自己決定支援はたいがい互換的に扱われる^{3,4)}。本研究でもこの2つの用語を厳密には区別しない。また、「オーサーシップ」については本文にあるように、「誰による意思決定なのか」という「意思決定の遂行者」の意味で用いる。

注2 ただし一般常識的に考えれば、通勤通学者に「起床しない」という選択肢はほとんど用意されていないようにも思われる。このことが毎朝の起床を意思決定と呼びにくい理由の1つかもしれない。

注3 プロフェッショナル仕事の流儀「人生を立て直し、希望を探す」（NHK総合2012年5月7日放送）

注4 選択可能な選択肢が用意されていないならば、それは意思を決定しているのではなく端的に何かを強制されている。

注5 バイステックが「自己決定」を重視した時代背景の1つとして、1940,50年代の北米という特殊な時代背景があるかもしれない。池見ら¹⁹⁾はカール・ロジャーズのクライアント中心療法²⁰⁾という発想には、1960年代に北米で開花する民主主義運動や人権運動の先駆けという位置づけが可能であると述

べ、安井²¹⁾は、カール・ロジャーズとバイステックの発想と時代の類似性・同一性を指摘し、池見らの主張に同意している。「非行少年や精神科疾患の患者などは指示を与えなければ、自らの力で良いものを見出すはずがないとされていた文化」¹⁹⁾のなかで生れてきたクライアント中心療法や自己決定の原則は、一般に「パターンリスティックな（父権主義的）支援」の対極に位置づけられ、カウンセリング業界や社会福祉業界にそれぞれ、現在においても多大な影響を及ぼしている。

注6 他の訳語の候補として「支援を受けた意思決定」などがある。

注7 障害者総合支援法（基本理念）第一条の二、障害者基本法（相談等）第二十三条、知的障害者福祉法（支援体制の整備等）第十五条の三、障害者総合支援法（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務）第四十二条、障害者総合支援（指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務）第五十一条の二十二など。

注8 厚生労働省（2015）「障害者の就労支援について」によれば、就労移行支援とは、「一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者（65歳未満の者）」のうち、「企業等への就労を希望する者」を対象にした支援である。就労移行支援施設でのサービスは、「一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施」することで、「通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせ」ることが認められており、「利用者ごとに、標準期間（24ヶ月）内で利用期間を設定」される。2015（平成27）年2月の段階で、日本全国には2,952の事業所があり、28,637名の利用者がある。就労移行支

援が抱える問題は移行率の低さだと言われている。2013（平成25）年の就労移行支援事業所から一般就労への移行率は24.9%である。

注9 データ1は長尾から連絡会当日に会場で配布されたレジユメからの抜粋であり、その内容を筆者が分析に必要な範囲で再構成した。データ2と3は岡田が連絡会当日に使用したスライドからの抜粋である。

注10 こうした発話が限定される状況下での対面相互行為の分析については、Goodwin,C.の研究²²⁾などがある。

注11 文部科学省（2017）の調べによる。

注12 本研究の分析対象領域と近い研究として、西阪, 早野, 黒嶋²³⁾や三部²⁴⁾の研究がある。西阪, 早野, 黒嶋の研究²³⁾では若者就労支援カウンセリング場面における「意思決定」のあり方として、クライアントに受け入れられやすい提案のデザインについて考察がなされている。三部²⁴⁾はアドバイザーがクライアントの発言を促す2つの方法を記述し、クライアント自身にできるだけ多く語らせる方法について示唆している。